

TIANJIN
RIBEN ZUJIE
JULIU MINTUAN
ZILIAO

天津日本租界 居留民團資料

+

● 天津圖書館編

GUANGXI NORMAL UNIVERSITY PRESS
广西师范大学出版社



TIANJIN
RIBEN ZUJIE
JULIU MINTUAN
ZILIAO

天津日本租界 居留民團資料

+

主編 陸行素 副主編 孔方恩

編輯 李國慶 季秋華 蘇紅 張建國

● 天津圖書館編

GUANGXI NORMAL UNIVERSITY PRESS
广西师范大学出版社



目 录

大正十二年通常民會議事錄·····	1	大正十五年第十四次居留民會臨時會議事速記錄·····	278
大正十二年第七次臨時民會議事錄·····	64	大正十五年第十五次居留民會臨時會議事速記錄·····	290
天津居留民團第八次臨時民會速記錄·····	75	大正十五年第十六次居留民會臨時會議事速記錄·····	294
大正十三年通常民會議事錄·····	87	昭和二年第二十次居留民會通常會議事速記錄·····	302
天津居留民團第九次臨時民會速記錄·····	139	昭和二年第十七次居留民會臨時會議事速記錄·····	340
大正十四年度天津居留民會通常會議事錄·····	143	昭和二年第十八、十九次居留民會臨時會議事速記錄·····	359
大正十四年第拾次居留民會臨時會議事錄·····	197	昭和二年第二十次居留民會臨時會議事速記錄·····	369
大正十四年第十一次居留民會臨時會議事錄·····	204	昭和三年第二十一次居留民會通常會議事速記錄·····	394
大正十四年第十二次居留民會臨時會議事錄·····	213	昭和三年第二十一一次居留民會臨時會議事速記錄·····	441
大正十五年第十九次居留民會通常會議事速記錄·····	218	昭和三年第二十二次居留民會臨時會議事速記錄·····	466
大正十五年第十三次居留民會臨時會議事速記錄·····	263		

議事錄第二十二號

[illegible][illegible]

議事錄目次

第一日	一
第二日	五
第三日	二六
第四日	二九
第五日	三二
第六日	三四
第七日	三四
第八日	三四
第九日	三五
第十日	三五

(2)

第一日	一
第二日	五
第三日	二六
第四日	二九
第五日	三二
第六日	三四
第七日	三四
第八日	三四
第九日	三五
第十日	三五

(1)

七、土地買收の件	一三七
第八日	一四七
一、埠頭築造に關する決議案	一五二
二、大正十一年度居留民團歳入出決算案	一六四
三、大正十一年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算案(第一讀會の續)	一六四
四、大正十一年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算案(第一讀會の續)	一六四
五、民團行政革新に關する決議案	一七一
六、行政委員及豫備行政委員選舉の件	一八一
七、民團出納検査委員選舉	一八二
八、建議案	一八三
九、大正十一年度第十六次居留民會通常會成績	一八四
一〇、中島議長閉會の辭	一八五
附 錄	一
一、舊車鑑札料條例中改正の件報告	二
二、雜種課金條例中改正	二
三、特別課金條例中改正	二
四、天津幼稚園補助金増額の件	三
五、天津私立學校補助金増額の件	三

(4)

六、天津日本少年義勇團費補助の件	四四
七、天津私立高等女學校補助金の件	四四
八、天津日本青年會費補助の件	四五
九、土地買收の件	五五
一〇、埠頭築造に關する決議	五五
一一、大正十一年度居留民團歳入出決算案	六
一二、特別會計天津駐屯軍病院移轉費歳入出決算案	二〇
一三、大正十一年度官有地拂下準備金歳入出決算案	二一
一四、大正十一年度居留民團歳入出追加決算	二三
一五、大正十一年度居留民團歳入出追加決算(第二)	二六
一六、大正十一年度特別會計電氣歳入出決算更正案	二七
一七、大正十一年度居留民團歳入出總決算	二九
一八、大正十一年度特別會計官有地拂下準備金歳入出決算	四五
一九、大正十一年度特別會計電氣歳入出決算	四七
二〇、特別會計道路及下水暗渠築造工費歳入出決算更正	五〇
二一、特別會計下水暗渠及道路築造工費歳入出決算更正	五一
二二、大正十一年度通常民會要錄	五三

(目次終)

大正十二年居留民會通常會議事錄

第一日

大正十二年三月廿一日於公會堂議事室

議事日程

- 第一、民會議長選舉
- 第二、大正十一年居留民會事務報告
- 第三、諸事雜料條例中改正ノ件報告
- 第四、大正十年度居留民會出入決算
- 第五、特別會計天津駐屯軍病院移轉費出入決算
- 第六、大正十年度特別會計官有地拂下準備金出入決算
- 第七、種種課金條例中改正案
- 第八、特別課金條例中改正案
- 第九、天津幼稚園補助金増額ノ件
- 第一〇、天津公立學校補助金増額ノ件
- 第一一、天津日本少年義勇團補助金ノ件
- 第一二、天津私立高等女學校補助金ノ件
- 第一三、大正十一年度居留民會出入追加豫算案
- 第一四、大正十一年度居留民會出入總豫算案

- 第一五、大正十二年度特別會計官有地拂下準備金出入豫算案
- 第一六、大正十二年度特別會計電氣出入豫算案
- 第一七、特別會計道路及下水暗渠築造工費出入追加豫算案
- 第一八、特別會計下水暗渠及道路築造工費出入追加豫算案
- 第一九、土地買收ノ件
- 第二〇、埠頭築造ニ關スル決議案
- 第二一、行政委員並ニ豫備行政委員選舉
- 第二二、民會出納検査委員選舉
- 第二三、大正十一年度居留民會出入追加豫算案(第二)
- 第二四、天津日本青年會補助ノ件
- 第二五、大正十一年度特別會計電氣出入追加豫算案

出席議員

百十一名

宮木政央 日高松四郎 郡茂行 高木正義
小林陽之助 川島範之 菅崎豐 浦川昌義
永戸新五 平野久太郎 岡崎省藏 二木彦一
山内治平 小宮山繁 川島貫明 藤崎四郎
白井忠三 牧尚一 佐々木護邦 石田留吉
齋藤仙太郎 本野亨三 折日民夫 長岡庄八
佐藤政作 中尾秀之助 小松幸次郎 小谷萬治郎

(3)

植前香 川島院一 本田豐記 大賀龜吉
速水篤次郎 池田常太郎 森本光二 小平傳七
中西裕助 岩崎剛 玉井利三郎 阿部安之助
檜垣泰興 遠山猛雄 太田岩吉 今井指三
三井龜吉 藤田語郎 田村多吉 黒澤兼次郎
河野康通 矢澤千太郎 西村博 眞藤兼生
赤山今朝治 星野順次郎 石川通 竹内三郎
千葉初藏 今井茂 北野周次郎 星野四郎
尾崎實吉 天田朝義 大江田正義 好富道明
石川勝敏 大久保忠雄 中島盛彦 劉向榮
張式佛 孫廷珍 魏德元 于彩臣
劉笑佛 李文元 劉錫臣 張捷安
馬聲亭 林保增 盛善臣 伊政齊
鄭馨庭 岳鳳翔 胡廷章 川島範之
溝畑正吉 宮崎房次郎 株式天津銀行 何曉擇
大倉商事 連水篤次郎 株式大東銀行 山崎文二郎
和歌山皮革 中尾秀之助 株式三井物産 岡崎省藏
株式華石公司 中島德治 株式三井物産 岡崎省藏

(4)

天津醬油株式代 川島貫明 日本棉花株式代 砂田實
株式正隆銀行代 藤崎四郎 東京建物株式代 大賀龜吉
天津土地建物株式代 田村多吉 中華燐寸株式代 黒澤兼次郎
合資平野洋行代 鈴木小作 空閑實代 赤山今朝治
山崎榮吉代 山崎文二郎 大阪商船株式代 竹内三一
株式大文洋行代 天田朝義 日華製油株式代 石川勝敏
日本郵船株式代 大久保忠雄 東亞煙草株式代 中島盛彦
株式利中公司代 好富道明 曲同豐代 曲啓豐
午後八時十八分振鈴開議

(中島盛彦議長席著)

(拍手起る)

○議長(中島盛彦君) 例に依りまして、一言御挨拶致します、本日は只今まで御出席になつて居ります議員の数は、日本人九十名、内代人十九名、中国人十九名、内代人一名、でありまして、合せて百〇九名になつて居ります、然るに本會の議員總数は九百六十名でありまして、其内日本人五百十名、支那人四百五十名で此三分の一の出席に因つて開會が出来ないのであります、九百六十名の三分の一即ち三百二十名に對して尙ほ二百一十一名の不足であります、前回の臨時民會の例に依る、九時過ぎもお待ち居つたこともありますが、只今の不足數から觀ますと今夕は到底開會は出来まいと考へますので、寧ろ只今之を流會と決定した方が、好

いさ存じます、其だ御出席の方々に對しては御氣の毒でありますけれども今夕は流會致し
す、明晩は矢張り午後七時より開會することにありますが、何卒奮つて御出席下さいませう
に御願致します、重ねて申し上げますが、最初の一日流會になります翌日から定数の如何に
係らず、會議を開くことが出来るのでありますから、何卒左様に御會を願つて御出席を願ひま
す、之を以て散會を致します

(午後八時半散會)

第二日

大正十二年三月二十二日於公會堂議事室

出席議員

百五十五名

宮木政央	矢澤千太郎	小宮山繁	檜垣恭典
小林陽之助	藤江眞文	田島健	牧尚一
佐藤玖作	白井邦太郎	浦川昌義	小暮時次郎
中島盛彦	黒澤兼次郎	日高松四郎	横山慶之助
三澤元助	中原定雄	高木正義	小平傳七
川島範定	速水篤次郎	植前香	好富道明
小松幸次郎	岡見政五郎	岡崎省藏	大久保忠雄
花里初太郎	森川照太郎	佐治爲壽	篠本峯太郎
中西裕助	櫻井直治	福島次作	千葉初藏
橋本國三郎	藤原一	藤原一	白井忠三

黒澤芳之助	桑原謙助	眞藤葉生	阿部安之助
三文字國五郎	川島眞明	玉井利三郎	折目民夫
清水米藏	藤田語郎	上野藤三郎	渡邊辰夫
北野周次郎	西原彦治	大賀龜吉	千田清三郎
山内令三郎	赤山今朝治	貞森利一	鈴木藤三郎
今井茂	竹内三一	平井久一	遠山猛雄
小谷万治郎	柳田寛	相原俊夫	小倉知正
永安平吉	荻崎豊	阿部政吉	中村博海
太田岩吉	秋田重治郎	鷗野梅三郎	銀治靜一郎
森本光二	清水幸三郎	土岐正直	星野四郎
石原秋朗	上野寛	金子嘉一郎	三井龜吉
本田豊記	尾崎寅吉	山内治平	太田利三郎
平野真久太郎	岩崎寅吉	松原秀三	柏井光彦
天田朝義	渡邊鐵治	石川通三	戸田盛次
上田良有	太田丘平	本野亨三	酒本勇四郎
田中壽太郎	楠徳市	宮崎勇雄	吉田房治郎
張式湘	黃忻泉	李崎雄	張捷庵
宋子良	王鳳翔	賀甫甫	伊政齊
許景泉	趙樹聲		

東亞煙草株式代 株式華石公司代 大倉商事株式代 合資平野洋行代 日本郵船株式代 天津鹽田株式代 滿洲庄吉代 富成一二代 中村ヒサ代 空閑實代 大阪商船株式代 山崎榮吉代 谷川ミチエ代 河井ヨシ代 堀川ケイ代 多比良タケ代 柳谷ミネ代 松田梅松代	中島盛彦 中島徳治 連水篤次郎 鈴木小作 大久保忠雄 川島眞明 宮崎房次郎 藤田語郎 野上一浪 赤山今朝治 竹内三一 山崎文二郎 永安平吉 阿部政吉 阿部政吉 阿部政吉 阿部政吉 阿部政吉 三井龜吉	中島盛彦 株式天津銀行代 株式利中公司代 三井物産株式代 合資岩崎吳服店代 八木商店代 柴田千賀代 田村多吉代 東京建物株式代 保科義平代 三菱商事株式代 山崎ヒサ代 正村幸吉代 明石千代代 伊丹カツ代 井藤ハル代 小松崎千代松代 益守信暢代	黒澤兼次郎 川島範定 好富道明 岡崎省藏 松原藤次郎 中島常介 清水米藏 藤田語郎 大賀龜吉 武部勇治 相原俊夫 山崎文二郎 永安平吉 阿部政吉 阿部政吉 阿部政吉 三井龜吉 三井龜吉
---	---	--	---

江崎株式會社代
川勝定市代
出淵仲次代
○議長(中島盛彦君) (拍手起る)
○議長(中島盛彦君) (拍手起る) 一寸御挨拶致します、是より第十六次通常民會を開くことに
なりました、毎年の例に致しまして豫め監督官から召集の辭があることになつて居りますけれ
ども、古田總領事には生憎餘額ない御差支がありまして、御出席が少し遅れること云ふ御話であ
ります、何れ御出席の上で後刻召集の辭を承ることに存じます、其間に於て、十二年度の本
會議長の選舉を行ひたいと存じます、本夕の出席議員は總數百三十八名、日本人が百二十八
名内委任狀三十六名、支那人十名の出席であつて委任狀は無いのであります、御承知の如く昨
晩流會を一回やつて居りますので、法規の上から申すに茲に急會請が成立した次第であります
従つて是より議長の選舉を行ふことに致します

○鈴木藤三郎君 私は議長の選舉に關して一言申し上げたいと思ひます、本年の議事には種々の説
があり、種々の問題もあり且つ複雑なこともありますが可成簡單に議事の進行を圖りたいと
思ひます、其理由からして私は現議長の中島盛彦君を議長に致したいのであります、要は選
舉を爲しても唯複雑ならしむるだけであり、第二の理由としては人格識見兼備の中島君であり
ます、又財界に於ける信用名望噴々たる中島君であります、此中島君を満場一致を以て御推薦
あらんことを希望致します (拍手起る)

○副領事田島君 (拍手起る) 議長選舉を行ふに方しまして、其立會人として藤江眞文君、好

富通明君の二名に御立會を願ひます

○議長(中島盛彦君) 一寸選舉に就て御注意致しますが、唯今選舉用紙と封筒を配布致します、其封筒の外に名刺を一枚御附け下さい、御願ひ致します

(吏員選舉用紙を配布し投票を行ふ)

(投票を終つて開函投票数を調ふ)

○議長(中島盛彦君) 一寸御諮り致しますが、投票の数と出席者の数と突合はせまします、少許り不足になつて居ります、何方が投票したになつては居りませぬか

(此時支那議員一名名刺を持参す)

○議長(中島盛彦君) 一寸御諮り致します、先程申し上げました投票数と出席数との不突合の点であります、出席者百三十八名のところ投票数は百二十一枚であります、従つて十七枚の差が出来て居りますが、是は多分出席された方が受付の方に御届になつて、後から御歸りになつたものと思ひます、是で有効と認めて差支ありませんか

(異議なしの聲起る)

○議長(中島盛彦君) それでは御異議ないと思ひます

(小林書記長投票を朗讀、宮本書記長採点)

○議長(中島盛彦君) 是より開票の結果を書記長から報告致します

○小林書記長 全体の票數百廿一票の内

中島盛彦君	九十八票
藤田語郎君	三票

(10)

藤江眞文君	三票
遠山猛雄君	三票
竹内三一君	二票
上野壽君	一票
森川照太君	一票
岡崎省藏君	一票
好富道明君	一票
無効	八票
合計百二十一票であります	

○議長(中島盛彦君) それでは議長に中島盛彦君が當選致しました(拍手起る)

○議長(中島盛彦君) それでは御挨拶致します、選舉の結果として私が大正十二年度の民會議長を勤めることになりました、多數皆様の御推薦に預つて、再び此光榮に浴することは洵に難く、有恩に及ぶが併御承知のやうに此不肖の身を以て御役に立たないにも拘らず、又當地には古くから多數先輩の士が在らせられるにも拘らず、永く此議長席を汚すことは、實は本意では無いのであります、希くば此機會に於て新議長と交代致したいと思つて居りましたが、計らずも再び當選した次第であります、之を御辭退することは無論言ふべくして行はれないと思ひます、又昨年私が推舉されました時に、何人であつても選舉の結果として當選したものは必ず就任しなければならぬと云ふ事を申して居るのでありますから、私も深く引續いて皆様の御意思に従ふことに致します、本年は御承知の通りに重要な議案もあります、従つて段々御

(11)

出席の方も預つて、此議場も賑かになるだらうと思ひます、議長としては、議員である方々に大に御出席を願つて、さうして熱心に、此の年一回しかない會議の議案に對して思ふ存分に御討論を願ひたいのであります、私としては衷心之を歓迎する次第であります、而して租界行政の爲めに充分の結果を齎らすことが出来れば御同慶に堪へない次第であります、私が議長を勤めるにしても、昨年の例もあり、種々の失態を演ずるかも知れぬ、又た禿頭が目につけて嘲笑の的になるかも知れませぬ、が何卒よろしく之を以て御挨拶に替へます、是より暫時休憩を致します(拍手起る)

○午後十時九分再開 (午後九時四十五分休憩)

○議長(中島盛彦君) 是より開會を致します、(拍手起る)先程御断りして置きましたが、是より吉田總領事が召集の辭を御述べになります、何卒御清聴を願ひます

○總領事(吉田茂君) 天津民會の召集云ふことは私としては初めてありますが、私は當地に來てから甚だ日淺く、天津の事情も解らず、従つて民會の從來の経過慣習等に就ては能く存じませぬが私として考へて見ますと、民會の事業として、近くは先づバンドの築造、萬國橋の改造をしなければならぬ、此バンドを築造することは天津の第一事業として考へて居ります、此バンドの築造の出来ることに依つて萬國橋の改造が起り、従つて船が日本租界に著くことが出来る、バンドが出来て、船が日本租界に來ることを土台として、日本租界の總ての經營の基礎が定まるのでないかと私は考へて居ります、第二は土地の買収問題であります、是は貸主の關係もあり、營利會社としての計算もありまして、其々の希望するが如く簡單に行かない、唯今の民會としては、如何に交渉を開くか云ふことに就て考慮中でありまして、土地建物會社

(12)

さしても天津の日本租界の一在留民であれば、斷りが附くと思ふけれども、建物會社としては種々の關係があつて、簡單に行けないのであります、今日は將來に於て解決が出来るだらうと云ふことを希望するに止まる譯であります、是も差迫つた一の問題でありながら、此民會に懸けることの出来ないことは遺憾であります、是は今申上げた次第でありますから、可憫御了承を願ひます、次に學校の補助金問題であります、總て私立であつて、幼稚園から青年會の學校、女學校等もありますが、是は是非補助すべき義務もありません、個人の事業として許した斯う云ふ教育事業に補助する以上は、民會として監督すべき責任もありませう、女學校の如き將來民會自身が引受けなければならぬと私は考へるものであります、是は自ちに云ふ譯にも行かぬであらうが、將來何れにしても其必要がありませう、事業の性質から考へれば、幼稚園にしても青年會の學校にしても、一步進んで民會自ら經營しなければならぬ時機が來やしないかと考へるに充分な補助もし監督もしなければならぬと思ふ、補助する云ふことは即ち監督云ふ意味になるのであるから、將來を能く御考へ願ひたい、教育の事業は厄介な事であつて、子供の教育云ふことを親として考へて見ますと、此海外に來て居る子供の教育は余程氣に懸るものであります、私自身が子を持つて考へるのであるが、海外に居る子供には同情に堪へないのであります、其他に本年の事業として道路其他種々の事業もありますが、是等は各諸君の充分なる監督と注意が、此租界を改善發達せしむる譯でありますから、充分の注意と希望を加へられんことを希望して居りますが、それと同時に、民會の時間も限られた時間でありまして、各自勝手な熱を吹いて居つては即つて其効を收めぬ其効を收めるには宜しく默辯は御免を蒙りたい、其々も斯うして、御互に多量の時間を割いて來て居るのでありますから、徒らに議論をす

る云ふことになる。吾々は勿論のこと、諸君も御迷惑のことと思ひます。無用の空論は御差控を願ひたいと思ひます。今晚の開會の辭として一言希望を述べて置きます。(拍手起る)

○議長(中島盛彦君) それでは議事日程に先立ちまして、例の如く一言希望を述べて置きます。會議の規則に就ては御承知でありませうが、此議案に對する審議の場合には、何うしても質問を先にして頂きまして、討論に入る云ふ順序に御願ひ致したい、是だけは豫め御含置を願ひます。で議事日程は御手許に廻してありますから、朗讀を省きまして、先づ第二の居留民園事務報告、第三の諸車鑑札料條例中改正の件報告、此二案を一括して議題に供したいと思ひます。御異議ありませんか

(異議なしの聲起る)

日程第二 大正十一年居留民園事務報告

日程第三 諸車鑑札料條例中改正の件報告

○議長(中島盛彦君) それでは白井行政委員會議長

(白井行政委員會議長登壇) (拍手起る)

○行政委員會議長(白井忠三君) 第十六次の通常民園開會に方り、例の如く過去一年間の民園行政事務の概要を御報告申し上げます。私は昨日來咽喉を痛めて居りますので、遠方の議員には御聴苦しいかも知れませぬが、御助辨を願ひます

事務報告は昨年十二月末日迄のものは印刷に附して、御手許に配布してありますが、其内の重要な事項に就て、少し御報告申し上げます。先づ一般の民園の通常事務の中、財務に關することは、昨年の租界の狀態は御承知の如く不景氣でありまして、課金の徴收狀態の如き困難であ

(14)

つたのであります。乍併、幸に吏員の奮勵に依りまして、各種の課金も畧々豫算に近く、寧ろ多少宛増收の結果を得て居ります。唯此種課金、特別課金に於て約一萬弗の減收を見ました。是は無論不景氣の結果であります。併し一面支那業者の税金その他手数料云ふものには、吏員の特別の勉勵が現はれて居りまして、各種の課金の通算は増收の結果になつて居ります。此機會に於て一寸總ての課金が、何う云ふ風に日本人と支那人の居留民に於て負担されて居るか云ふことを申し上げたいと思ひますが、民園課金と申すは、土地課金、家屋課金、取得課金、營業課金の四種類で其の負担額は、昨年末に於て日本人は七萬六千弗、支那人は五萬弗負担して居ります。之を最近の居留民の數に割當てると、日本人は一人當り十五弗二十仙、を負擔して居るのであります。支那人は此租界内に二萬人の住民があつて、一人當り二弗五十仙、即ち日本人の六分の一を負擔して居ることになります。而して事實課金を負擔して居る人數は、日本人八百三十一人、支那人千二百九十六人でありまして、而して實際負擔して居る歩合は、日本人一割六分七厘弱、支那人六分五厘弱と云ふ風になつて居ります。御承知の如く十一年度には大分更めましたので、一昨年度に比較すると、日本人も支那人も負擔が殖つたことになつて居ります。十年度に於ては支那人は一人當り一弗七十仙、日本人は十一弗三十仙と云ふ比例になつて居ります。實は今晚支那の議員諸君が歸つて終ひましたから、申上げる上に張合が無いのであります。日本人と支那人の負擔歩合が何う云ふことになつて居るか云ふことを調べて置いた次第であります

それから租界の教育事業であります。教育事業に申しても、民園が直接やつて居る小學校の教育であります。是に就ては本年度は別段御報告申上げるやうなことは無い、入學兒童數は前

(15)

年に比して少しく減つて居ります。昨年度は二年に一教室宛増築を要すると思つたが、今年はそれが無い、けれども校舎の増築以外に改善なきが必要とせられて居ります。是云ふ改善も昨年中に行はれて居ない、唯煉瓦の設備が出来て兒童の衛生狀態に良い影響のあること存じます

次に租界の衛生事業も取立て、申すことも無いが、昨年は傳染病の發生した數が前年に比して余程減つて居ります。十年度には四十九人の傳染病患者が發生したが、昨年は虎列拉患者もあつたに拘らず三十四人に減じて居ります。此數だけに因つて論定することは亂暴であるかも知れぬが、租界内の下水工事が次第に完成せられて行きまして、租界内の衛生狀態が好くなつた結果、此數字が現はれたとすれば結構なことでありまして、茲に遺憾なることは死亡者の數は百分率に於て悪くなつて居ります。是は事務報告書を御覽下されば判りますが、一昨年一割八分の死亡者が、昨年は二割強と云ふことになつて居ります

次に民園事業の重要な土木事業は、甚だ遺憾なる關係から、既に諸君も御承知の如く種々の方面から民園の當路に向つて數々の批難攻撃のあつた譯であります。事實昨年の民園の土木事業云ふものは現はれた結果に於ては不成績であります。洵に申譯も無いと同時に遺憾の至りでありまして、乍併此原因は率直戦争の爲めに、貨車の供給が不充分になつて石材を得ることが出来なかつた云ふことが、此土木事業の不振であつた最大の原因であります。是は行政委員達の申譯文では無い、事實實情事情を御聴き下さるご御了解が出来ると思ひます。材料を得ることが出来ぬ爲めに、昨年團協の協賛を得てあるにも拘らず、此金を充分に使ふことが出来なかつた、是等の點に就ては豫算案の時に各係りの委員から御説明致します。要する

(16)

に租界各般の現狀は不成績で、尙不振の狀態に申したのであります。乍併他の一方面的仕事としては當民園開始以來未曾有の事があります。日本租界史上特筆大書すべき事があつたのであります。それは御承知の如く、第一は多年懸案であつた電氣の團營が昨年に於て實行されたことでありまして、此團營の實行に就ては諸君も御察しでありませうが、隨分種々の困難がありました。従つて引續の途中に於て停電があつた云ふ苦情もありましたが、苦情を受ける民園の當路者は此處に簡單に申されない苦勞を致しました。殊に困難を感じたことは注文した材料——獨逸のノール材料が遅くなつて、料金の徴收に大変な違算を生じて居ります。又最も困難なることは諸君の電燈料金の御負担額が殖つて居ること云ふことでありまして、是は新聞紙上でも議論されて居りまして御承知の通りであります。是は電燈料金の徴算の際に、諸君の疑念に關して出来るだけの答辯もし御承諾を受けなければならぬ、斯の如き困難を重ねて電燈の引續は無事に致しましたけれども、ノール材料の遅延と云ふことから、將來の料金の制度に就て御相談致したいと云ふ立案がまだ出来ない、斯うして計算が取り得られると云ふ確信を得ませぬのであります。是は電氣の豫算の時に詳しく申上げることになつて居ります

第二の民園の重要事項と申すは、臨時民會に於て申上げた低利資金の成立であります。第三は總領事から御話のあつた當租界の多年の懸案であつた萬國橋の改築、築港の建設と云ふことは愈十一年度に於て具體的に實現せしむべき機運になつたのであります。萬國橋の改築は既に決定を経て、當地の領事團の會議に於ても此提案を認めて居ります。目下北京の外交部に於て此案に就て研究して居ります。建設の費用も斯う云ふ風に徴收する云ふ案も出来て居りますから、是が實現は近い中にあるのであります。従つて我租界に汽船の繫留を見ることも近い將

(18)

無いことではあります、十二年度の豫算に於て適當なる専門家に願つて根本制度を立て、買ふことになつて居ります、其他租界局の事務の取扱は云ふやうなことに就ても、本年は是非其何さか適當の解決をしたいと思つて、是等の点に就ても豫算に多少の考慮を加へてあります、何れ豫算の時に申すことに致します

最後に申すことは民團の人事の問題であります、諸君も御承知の如く、我租界局の吏員の移動が半々激しいのであります、昨年に於ても十三人の新任用者あると同時に、退職者が七人あつたのであります、其内辭職された人としては、我民團の初から十數年間勤続された田中理事が家事の御都合上退める又最近に於て酒本理事長が辭職されて、此二人が主なる人であつたが新任者としては片岡技師と最近に小林新理事長を迎へたのであります、民團事務の取扱は善は新理事長の手腕に待ちたいと思つて居ります、是は租界局の内部の吏員の異動であります、吾々行政委員の中にも洵に御報告するにしても遺憾なきべき事がございます、それは申す迄もなく御察のことと存じますが、議長代理の重職に居つた大木幹一君が刑事被告人として目下收監されて居る次第であります、同君の民團に盡された數々の功績は申す迄もなく御承知のことと存じます、斯の如き民團に重要な功績のあつた同君が刑事被告人として收監されたことは無量の感服に堪へない次第であります、同時に同君の清職と云ふ嫌疑に就ては、吾々行政委員は此出来事に對して可なり種々の責任を感じざるを得ないのであります、豫審中其内容に立入つて斯う云ふ公開の席上に於て申すことは憚りたいと思ひますが何れにしても同君が清職被告人となつたに就ては行政委員としては徳義上責任を感じることも大なるものがあります、諸君の前に吾々の不明を申しますか、同君申しますか、總辭職を決定しては何うか云ふ議論も出た

(17)

來でありますから埠頭の建設も近き將來に行はなければならぬが是は民會開會の間に於ては、國庫補助の請願をするので充分な成案は出来て居りませぬが、建築費の調達の方法に就ては、國庫補助の請願をする爲めに決議案が提出されてあります、無論此問題の實行は數年度繼續の事業であります、十一年度に此問題も愈解決の緒に就いた、是等は民團開始以來十六年の歴史中に特筆すべきことではあります

それから昨年中に於ける各種の調査の成績を申すに、前年度の如く頻繁ではございませぬが、課金の調査は一年を通じて廿八回、事業調査會が築港問題などの調査、低利資金等の問題に就て十一回、國庫補助請願委員會は十二回、教育調査會も前後三回開いて居ります、是等は行政委員會以外の調査委員諸君が敢れも熱心に調査の任に當つて頂き、行政委員の任務遂行の上に御助力下されたことを御禮を申上げて置きます、次は民團の法規關係のことであり、是は昨年來外務省に申請中の民團法施行規則の改正で、昨年新聞にも出て居りましたが本年こそは何百人の民會議員が參集しなければならぬと云ふことが除かれて、吾々の希望して居る改正案が公布されるものと思ひます、民團の要望して居る不動産の登記法、是も昨年三宅參事官も御出になつて御調査もあつたやうでありますから、何等かの規定が公布されることと存じます、同時に民團は其登記法の公布に先立つて土地建物の臺帳を整理することが、一昨年來の事業であるが是は種々の事情から昨年度に於て完成を見ない、自然十二年度に於て是非完成すべく豫算に計上してあります

今一つは民團の課金法が甚だ不統一である、是は是非早く改善しなければならぬと云ふ事ではありますが、是亦種々の事情から昨年度に於て何等の成案が出来ませぬ、誠に一面に於て申譯の

(20)

方は半額ではなく、普通通りに取ることに極つたのであります、此問題には極く簡單であります、民團法の十八條を適用する事を豫め吾々が反對して居つたが今度委員會が進んで行つたことは甚だ遺憾であつたが止むを得なかつた事を報告と共に申上げて置きます (拍手起る)

○中島徳治君 本日は行政一般に關する質問であります

○議長(中島徳治君) さうぞ

(中島徳治君登壇) (拍手起る)

○中島徳治君 本日は當年初めて議員の席を汚します、從つて民會の慣習沿革等に就ては不案内であります、故に、吾輩から質問する事項が間違つて居るか判りませぬ、或は又私の誤解であるかも知れませぬ、近頃白井議長の御話もあつたが、松村君が新聞紙上で公開して質問された、私は一向不案内であるが、私と同様の質問を拜見したのであります、それに就て議長は續々答辯して居られた、それには若し此民會に屢々御出席になられて民會の事情に通曉せられたならば斯く間違つた質問がなからうと云ふことが書いてある、是は白井議長の御説であるか或は新聞記者の誤りであるか知れぬが、若し議長の御説が事實であるすれば、私の不慣れた所謂經驗の無いものも質問は、より以上間違があると思ひます、又より以上の御叱りを受けるか存じませぬが、新來議員の會得致しますやうな御答辯を煩はしたのであります

私は此民團の一般行政に關して御願致します、租界の公益上の見地から意見を伺ひたい、それは法規上——別けて民團の議決機關たる民會を如何に改善すべきやと云ふことは、十年の三月の請願で、大体に於て承知して居ります、乍併本年二月の臨時民會の模様を拜見し、又昨晩今晩の模様を拜見して、民會議員の不熱心にも因るのであらうけれども、一面法規の不備に依る

(19)

のであります、任期も開際に盡きんとして居る、又丁度築港問題と云ふやうな重要な出来事もあり、段々進捗して來た際に、責任を明かにする爲に辭職する云ふことは、一面から考へて親切でないだらうと云ふ議論もあつて、オメー、此民會の席上に於て諸君に見ゆることになつたのであります、併し吾々は充分の責任を自覺して居ることを申上げて置きます、以上十一年度の民團行政事務報告の概要であります、事務報告書と共に、唯今申上げました事の御承認を御願致します (拍手起る)

(藤田諸郎君登壇) (拍手起る)

○行政委員(藤田諸郎君) 私のは極く簡單であります、議案の第三、諸車鑑札料條例中改正の件の報告であります、是は昨年の十月英國租界の提議に依りまして自動車鑑札の値下げ、番號の統一を以て、各國租界が共通の相談をしたと云ふ事の交渉がありましたので、行政委員會は至當と認めて、時の行政委員の乙竹君に御願ひして、十月十九日と十一月三日の二回の會議に列席して、其報告は事務報告の六十九頁にありますから、詳しくは申しませぬが、以前は自動車鑑札料が一ヶ月銀二兩、一ヶ月十八兩であつたが、之を共通にして原案通り一ヶ月十七兩二兩、三ヶ月二十兩とし、其次に自動車鑑札料の方は以前は一ヶ月十二兩、一ヶ月一兩であつたが、今度は一ヶ月三十六兩、三ヶ月九十兩と云ふことに附へました、又此鑑札料の自動車鑑札料は半額と云ふ案でありました、此等の規定の改正を實行するに就ては行政委員會は迷ふて居りましたので、民會の決議を経て實行したいと考へて居つたのであるが、外國租界が共通に行ふ關係上、私としては甚だ不本意でありましたが、到頭居留民團法施行規則の十八條に依つて、行政委員會に委任されて居ることを適用して行つた譯であります、其後に於て開業醫の自動車の

(21)

ものさ考へられる、是は至急考究しなければならぬものさ考へます、行政委員の方は適當な請願をしてあるから本年中には改正が出来ると云ふ御話であるが果して本年度に改正になるべきものであるか、東京に御出の序に督促する位では、外務省でも解つて居りませうが、或意味から申すに冷淡であります、唯一且請願をした後は其成行に任せて、改正案の降つて来るのを待つて居ると云ふのでは物足りないと思ふ、現に本年二月の臨時民會は流會に流會を兼ねて居る天津日報であつたが、支那人の半數は無權者であつた云ふことを隨々しく書いて居つた、無資格者が入つて重大なる民團の議案を論議することは民團の歴史を穢がすものださ考へます、行政委員會は之に關して何等の辯明もなく、此民會を觀ることに不誠實であるさ察するのであります、年々歳々の民會に同一の議案でも之を議決する云ふ相當の手段を盡すべき順序であると思ふ、此民會の制度に關して何れだけの御考を有つて居られるか、少くも現在の立法の範圍内に於ても、少し民會の議員を召集し、少し、此民會を活用する方法があるまいか、當路者に刺戟の無い場合、餘りに此民會が無能でないさ行政委員、怠慢を生じ易い、是は人情の然からしむる所であります、又民會の議案を支那人に配布して、支那人が何う云ふ所の會得が出来るか、日本語を用ゐる議會に支那人の出で來ないのは當然であります、是は相當の理由を有しませうが、議案に譯文を附して配布せられることも一の方法であるかと思ふ、先づ以て日本の租界なごは他の市街と異つて、專管居留地であるから、日支人の關係は一家族の如く同一の飯を食つて居る以上、支那人の利害を考慮されて、共存共榮の實を擧げる御考は無いのであるか、更に進んで之を改善する方法に就て行政委員に何等かの意見があれば承りたいと思ふ、次に行政委員會は昨年三月に任期の延長をし半數改選で補填に努める請願をされた云ふ

(22)

ことを聞いて居りますが、現在の行政委員會の制度は適當のものであるか否や、行政委員會が半數改選若くは任期を延長する云ふ改正を以て民團が完全になり行くものであるか云ふことを伺ひたい、近頃天津に來て各種の問題に觸れて種々考察して見ますが、行政委員會の制度は完全のものであるか云ふことに就ては疑念を有つて居る一人であります、誠に委員諸君は識見高く智識階級の人許りで、私は敬意を拂つて居りますが是等の方は行政委員會の誇りとするけれども、土著の人も居られるが一時的の腰掛の人が多いのであります、是は實際御氣の毒な話であつて是等の人があるために何れだけ有利に行政が進んで居るか云ふことを感謝して居りますが、會社商店の代表者も申しますが、腰掛で居られる方でも行政權の施行を一任して居る以上は、土地に土著の方で（此處聴取せず）無い腹も探られるやうなことが起る、今日一々此席で指摘することは致しませぬが、先づ道路下水の整理問題、又は路街の移轉云ふやうなことも、今日の有様は何ういふものであるか、是等に就て統一せられた案を有つて居るか云ふことを伺ふのであります、電燈問題の如きも當初の設計に離隔のあつたものさ考へます、總て租界の行政に就ては各國租界に對して忤怗たるものありさ考へます、昨年はお互に遺憾ながら遺憾ながらで済んだが、不正事件も起つたり、又本年は漬蔵問題も持上つた、當面の人は何うであるか否か申す譯ではないが、殆ど夜に日を繼いでの御勤勞は感謝する所であるが、乍併指導する者が租界の民團經營に適合して居ない以上は、制度を變更しても好結果を得ることは困難であらうと思ふ、行政委員諸君は行政委員の任期を長め、半數選舉を行つて、それで行政が完全に立行く云ふ御考を有つて居るのであります、他に此の制度を變改してより以上の成績を擧げる云ふ御考は無いのであるか之を承りたい、要するに日本の固有の習慣制度

(23)

を無視して、外國から持つて來た自治制を布かう云ふやうなことは今日の弊害を有つて居る所以で、好くなれば海外發展云ふけれども、種々難多の居留民が一時的の腰を据ゐて居る所に於て、立派な制度を適用することは、制度其物が好過ぎて居るのではないか、玉盤の上に糞土を積んだやうなものでなからうか、是等は監督官が御研究もあると思ふが、内地の如きは上級官廳が専屬して監督して居るが、當地の行政に就ては外務省の監督であります、斯う云ふ点に於ても賢明なる監督官は御研究の結果ではありませうが、是等も外務省の方針に依つて派遣された官吏の中心は専門的人に及ばぬと思ふ、此点も監督其人に對しては多少の缺點のあることは當然で、本體の制度に於て之に應じて行き得べきものか大に考ふべきであります、行政委員諸君の御熱心には感謝するが、唯行政委員の任期を二ヶ年延ばして、半數改選に改めるだけで完全になるか云ふことは疑問に思ふ、是も行政委員の御意見を伺ひたい

(是迄に議長より簡單にこの注意を受けること三度)

第三には行政委員長の意見を伺ふ云ふことは適當であるか否かと思ふが、乍併民團施行法にも民會は公益に關する意見を提出することを得云ふ規定がある、一應是は意見書を提出するか行政委員の御研究を願つて御案を願ふことが出来る性質のものである以上、行政委員の意見を伺ひたいのであります、それは領事裁判制度の問題で、唯今は變體的の規則の下に應用されて居る爲めに、此制度が今に這つて居るが、私共も諸君も矢張り日本皇帝陛下の赤子であります、日本に居ります以上は憲法の典範に浴して相當誇るべき國民の一人であります、一朝海外を隔て、海外に來るさういふことも多少考へなければならぬが植民地に於ては到底内地の法規に同一に準ずることは出来ないから、或處迄忍ばなければならぬが、當地に於て裁判を受けるに於て

(24)

も憲法に違反して居るのではないが、正確なる權利を有するものであります、然るに當地に於ける裁判と内地に於ける裁判とは非常なる變體であります、民團法も既に施行以來餘程年數も経て居る、又世の中の思想も這つて居りますが、尙領事裁判の制度を受けなければならぬ云ふことは餘程時代が異つて居ると思ふ、是等に關して行政委員諸君が如何なる御考を有つて居られるか、三宅參事官は領事裁判撤廢の意見の所有者である云ふことを聞きました、それを以て見ても領事裁判の撤廢は主張しなければならぬ、而かも領事裁判撤廢云ふよりも寧ろ領事官に對して氣の毒な法令であります、其途にあらざる人が其途に當つて居る、骨を折つて官吏生活をして居る以上は仕方ないにしても御氣の毒の至りであり、是に就て是非專屬司法官の派遣を乞ふ御意見が無いが、警察權を領事官が掌る云ふやうなことも自然消滅するのであります、も一つは領事の有つて居られる所の退去命令

○議長(中島盛彦君) 一寸御注意致しますが、議題に大分に這さかつて居りますが、他日背面に依つては御提出を願つては如何うですか

○中島盛彦君 是は行政委員會に申すことは不向のやうであります、退去命令云ふことは先年日本にあつた保安條例と同じで、此法律の出來た當時のことは、日本の國是外交に障礙を起す場合であつたさ存じて居ります、悪いことを爲なければ何等心配も無いのであるが、乍併雲水が一夜の宿を求めぬ如く私共當地に参りまして先づ第一に領事館を頼り、嫁が里に歸る如く信頼して事業の方法も承りたいと思つて参りましたが、然るに今日では領事館の關が高い、さう云ふ感を懐くのは何う云ふ点から來たのであるか、先づ事勿れ主義で、新聞社の方に聞いて見ても(此處聴取せず)租界の一般がさう云ふ気分である云ふことは面白い行政委員

諸君は之を請願するが、適當な方法を以て之を改善する御考は無いかを御伺ひ致します

(拍手起る)

(白井行政委員會議長登壇)

○行政委員會議長(白井忠三君) 中島議員の御質問に簡單に御答致します、民團施行法の改正の請願に關する督促をする必要がないか云ふことを御話になりましたが、私は少くも本年中に公布されることを思つて、公式に民團の決議を建議案として督促する必要が無いと存じます、先刻も監督官廳に本年の都合を御伺ひ致したいと申しましたやうな次第で、更めて公式の督促の必要は認めて居りませぬが、諸君が督促の決議をなさることは異議ありませぬ、次に議案其他を支那文で配布する必要があるか云ふことですが、是は支那議員は居られませぬが當議場に於ては理由は申しませぬが、其必要を認めない、次に第二の行政委員の任期を二年にして成績を挙げ得られるか、又其選舉方法を變へるか如何か云ふことですが、改善は一步々であつて、余り從來行つた事を一遍に改めることは何うか考へて、一年制度を二年に改めたならば何うか云ふことは昨年の委員會で決定して居りますが、是は固執すべき論議を有つて居りませぬ、又二年云ふことも請願書に明かに示してありませぬ、別に適當なる期間を極められるかも知れない、或は各地の事情に依つて領事館令に於て夫々變つて来るかも知れぬと思つて居ります、領事裁判退去命令云ふことは、居留民會の議場に於ては質問としては場所を得て居らぬと思ふから、私は行政委員として御答すべきものでないと思ひます、居留民團法施行規則は外務省令の下に定められてあります、領事裁判制度は退去命令權さかい國法の上に定められてある事を此國法によりて開かれたる民團の議場に於て議論

しても、それは殆ど法規の上から何う云ふことも出来ない、寧ろ天津居留民の一般が要求するなれば居留民大會でも開いて決議すべきものであつて、民團に於て諮るべきものでないと思へます、之を以て御答致します

○議長(中島盛彦君) 他に御質問ありませぬか

○中島盛彦君 唯今前の質問は能く拜聴して判りましたが、あさの二ヶ條は行政委員として出来ぬ云ふは、民團は公益に關する提案が出来ない云ふのであります

○議長(中島盛彦君) 外に御質問ありませぬか(發言者無し)

御質問も無いやうでありますから、附議して居ります第二第三の議案を報告通り承認して差支ありませんか(發言者無し)

御賛成と認めます、大分本日は晩くなりましたから、是で閉會致します、明晩は午後八時から開會することに致します(十一時廿七分散會)

第三日

大正十二年三月二十三日於公會堂議事室

出席議員

百貳十六人

宮木政典	矢澤千太郎	山内治平	牧 尚一
仲野源次郎	桑原 謙助	小宮山 繁	池田常太郎
川島 賢明	速水篤次郎	黒澤兼次郎	日高松四郎
本田 豐記	平田 謙三	貞森 利一	白井 忠三
森川 照太	小平 傳七	太田利三郎	中西 裕助

(28)

(27)

田島 經一	島田 信一	依田 正義	中島 盛彦
高木 正義	二木 彦一	赤谷 由助	阿部 安之助
岡崎 省藏	檜垣 恭興	折目 民夫	佐々木 護邦
中尾 秀之助	遠山 猛雄	平野 喜久太郎	櫻井 直治
藤崎 四郎	安 平吉	三井 龜吉	小倉 知正
三文字 圓五郎	高橋 勝次郎	小谷 萬治郎	中村 博海
清水 米藏	好富 道明	鶴野 梅三郎	上野 壽
玉井 利三郎	江藤 榮吉	花里 初太郎	秋田 重次郎
藤江 眞文	塚原 録次郎	橋本 國三郎	藤井 兵三
藤田 語郎	小島 八藏	吉野 久七	福島 次作
西村 博	天田 朝義	逸見 常藏	石川 通
西原 彦治	眞藤 葉生	千田 清三郎	尾崎 寅吉
川島 範文	篠本 孝太郎	郡 茂行	大久保 忠雄
平井 久一	清水 幸三郎	太田 萬吉	竹内 三一
星野 順次郎	植前 香	諸岡 三郎	鈴木 藤三郎
三澤 元助	渡邊 鐵治	龜澤 省朗	富永 實堅
山内 令三郎	柏井 光彦	渡邊 辰夫	鍛冶 靜一郎
鷺田 小半治	上田 良有	小林 陽之助	太田 岩吉
吉田 房次郎			張 式湘

王 鳳翔	川島 賢明	山尾 美津代	山尾 市次郎
天津醫油株式代	速水 篤次郎	中華燐寸株式代	黒澤 兼次郎
大倉商事株式代	中島 盛彦	清畑 庄吉代	宮崎 房次郎
東亞煙草株式代	岡崎 省藏	和歌山皮革株式代	中尾 秀之助
三井物産株式代	櫻井 直治	株式正隆銀行代	藤崎 四郎
足立 喜藏代	小倉 知正	谷川ミチエ代	永安 平吉
木村 ラク代	永安 平吉	株式利中公司代	好富 道明
正村 幸吉代	三井 龜吉	松田 梅松代	三井 龜吉
小松崎千代松代	三井 龜吉	富成 一二代	藤田 語郎
益守 信暢代	藤田 語郎	清水 喜十郎代	高橋 兵三
田村 多吉代	中島 德治	中村 ヒサ代	野上 一浪
株式華石公司代	松原 藤吉	株式大文洋行代	天田 朝義
合資會社代	大久保 忠雄	大阪商船株式代	竹内 三一
岩崎興服店代	川島 範文	川勝 定市代	水田 三郎
日本郵船株式代	得重 又一		
株式天津銀行代			
株式天津銀行代			
張玉 東代人			

○議事(午後八時五十分開議)

○議長(中島盛彦君) (拍手起立) 是より開會致します、本日の出席議員百四名でありまして、其内百三名は日本人、内委任状が廿五名、支那人一名、是より議事日程に入ります、最初に今日御手許に御越しして置きました、日程第一、第二、及第三の此三案を一括して議題に供したいと思ひますが、御異議ありませぬか

(異議なしの聲起る)

日程第一 大正十年度居留民團歳入・歳入・歳出決算

日程第二 特別會計・天津駐屯軍病院・移轉費・歳入・歳出決算

日程第三 大正十年度特別會計・官有地・地下準備金・歳入・歳出決算

○小宮山 繁君 昨日の民團の事務報告に就て質問致したいと思ひますが

○議長(中島盛彦君) それは遺憾ながら御許しは出来ませぬ、唯今議案の宣告を致しました、是に依つて議事の進行を致します、一寸御断りして置きますが、短い會期の間に長い問答をして居ると却々捗りませぬ、昨夜の議事に關して御質問云ふことは議長として遺憾ながら許されませぬ

○小宮山 繁君 唯今議長の仰つたことに就て再び質問致します、民團の規定及報告に就て質問を發せんとするに於て、唯今の理由に依つて發言を許可しない云ふことは、議長として正當の處置でないと思へます

○議長(中島盛彦君) 私としては正當の處置と考へます、唯今議案を附議したのであります、

(80)

今日の議案に關係のない昨夜の議題に對して此處に討論することは出来ない、更らに私は御問に對して御答致しますが、此議案に關係のあることに關して御質問は勿論差支ないものであります、けれども殆ど民團の行政の範圍にも含まれて居ない、又唯今の議題に殆ど關係の無いやうなことを長く問答して居ることは議事の進行を妨げることになる、唯今も監督官から此点に就て御注意を受けたのであります、此御注意は御尤もでありますから、私としては斯う云ふ場合に於ける取扱を遺憾なきやうにしなければならぬと考へて居ります、既に新たに議案を附議して居るにも拘らず、昨夜の事務報告に關して御質問なさることに就ては許すことは出来ませぬ

○小宮山 繁君 唯今質問する云ふことは、是から議事を附議する上に必要なが故に、質問したいと思ふのであります、昨夜は十二時に退席して居つた爲に質問を止したのであります、附議するに必要なる質問をするので、範圍に於ては或は規定に反するかも知れませぬが、御許になつても差支ないと思ひますが

○議長(中島盛彦君) 議長として一旦宣告をした以上は貴君が如何様に仰つても發言することは許しませぬ

○行政委員(黒澤策次郎君) 唯今の御話の中に昨夜の議案は一讀會である云ふことでありまして、が、昨夜は既に承認確定して居ることを申して置きます

○小宮山 繁君 唯今昨夜の議案は承認可決云ふことではあります、事實であります

○行政委員(黒澤策次郎君) 事務報告は二讀會或は三讀會がありませぬ承認可決のものであります

○小宮山 繁君 行政委員に伺ひます、大正十年度の民團課金の土地課金、家屋課金、取得課金營

(81)

業課金の四種の人数及金額を以ての滞納者の處分の方法及び其結果並に同年度の課金の賦課を受けざりし人数を伺ひたい

○行政委員(黒澤策次郎君) 唯今の質問に對しては数字に涉りますから、唯今控へて居りませぬ追而御答致します

○議長(中島盛彦君) 御質問ありませぬか (發言者なし)

それでは御質問が無いやうでありますから、此處承認して差支ありません

○小宮山 繁君 是も数字に涉りますから書面なり何なりで宜しいから御答を願ひます、第一は土木の請負工事の區分、第二には日本租界の道路、暗渠及下水、是等の各開費當り何れだけ掛つて居りますか、其概算数字若し御調査があつたならば英國租界の概算数字も御示しになつて貰ひたい

○行政委員(白井忠三君) 小宮山議員の御質問は決算の御承認を受けるに必要ないと思ひます、豫算に對する決算の御承認を受けるのであります、今の御尋は決算に關係が無いと思ひます

○小宮山 繁君 現在に於てさう云ふことに就て確實に調査の数字が判つて居らぬのですか、租界局に來れば見せて呉れる云ふことではあります

○行政委員(白井忠三君) 當然出來て居ります、貴方の御質問に對する御答は出来るのであります

○議長(中島盛彦君) それでは三案を一括して承認することに御異議ありませぬか

(異議なしの聲起る)

それでは次に日程第四第五を一括して議題に供したいと思ひますが御異議ありませぬか

(82)

(異議なしの聲起る)

日程第四 雜種課金條例改正案

日程第五 特別課金條例改正案

(行政委員(川島範三君) 唯今提案になりました二の議案に就て簡單に御説明申上げます、此種課金の三案組合から民團に納める金額は、十一年度に於ては日本藝妓税二萬千圓特別課金二萬圓、營業課金二萬圓計四萬圓、合計四萬三千圓と云ふ金額になる、十二年の特別課金壹萬五千圓日本藝妓税一萬五百圓營業課金二萬圓、合計二萬七千五百圓と云ふものになります、而して此金額を四種の民團課金に比較すれば十一年度の此四種の課金は、十二年度の十二萬圓に比較する二割七歩強に當つて居ります、土地課金の方を考へて見ると、日本租界に於て坪数が四十萬坪あると思ひますが、地價四百萬弗で此の課金の方が二萬圓であります、是は實際に於ては五割を増すと思つて居ります、兎に角四十萬坪の土地に對して課金されたものは二萬圓と云ふのであります、三千萬圓の家屋に對する課税は二萬五千圓になつて居ります、尙ほ取得課金は日本人支那人共相當に有力な人が其中に居るのであります、一萬三千圓であります、營業課金は御承知の通り、是も支那人の營業者もあり、日本の商事會社等もあるが、六萬三千圓に過ぎないのであります、尙ほ内地の種々の税金を當地に於ける各種の課金と比較すれば多くの税金は内地に比して低額であります、獨り三案組合の課金は低くないのであります、何故從來斯う云ふ風に三案組合の税が高つたか考へて見ます、因襲に依つて久しい間踏襲して來たものと思へられるのであります、是は産賣物多少税額が高き緣があつても、

(34)

(35)

それに普通を申出たものも無かつた、尙營業課金は此料理屋なきは、營業課金を納める上に、實上花數には別に此の税金を課税されるので、結局二重になつて居るやうな嫌ひがあるのであります、斯う云ふ風になつて居りますのでありますけれども此景氣が直つたならば、今日之を改正する考も起らぬのであります、御承知の状況でありますから、總て困難の状態である云ふことではあります、然し此不景氣云ふこと計りでなく、他の税金と權衡を得て居ない云ふことを信じたから、百分の五を百分の三・五に變更をした、尤も或る時機が来たならば廢したいと思ふが、其時機は行政委員會に一任して貰ひたい、而してそれに因つて減する金額は四千幾ら云ふものに過ぎないのであります、それから特別課金として遊興税を徴収することを昨年規定しましたが、之は營業者が客から徴収することが不可能であつても徴収金を民團に納めなければならぬ、滞りがあつても拂はなければならぬ云ふことになるので、百分の五は、掛倒れ云ふことを見込んで拂戻したのであります、事實不景氣で、百分の五では行けない云ふことで百分の十に改正したのであります、それに依つて生じた差額は七百七十圓であります、何卒此原案に對して御賛成を願ひたいのであります

○議長(中島盛彦君) 御質問ありませぬか (發言者なし)

御質問も無いやうでありますから、議會省署して可決確定して御異議ありませんか

(異議なしと呼ぶものあり)

○森川 照太君 異議あり

○議長(中島盛彦君) 森川議員

○森川 照太君 私は二議會を開いて貰ひたい

○議長(中島盛彦君) 唯今森川議員から、一議會を開け云ふ動議がありました、賛成の方は起立を願ひます

○森川 照太君 異議あれば御開きになるが本義でありませぬか

○議長(中島盛彦君) 開く云ふことに賛成者ありませんか、唯今は議會省署に異議ないかと云ふことを御尋して居ります

○森川 照太君 此私に異議ありません

○議長(中島盛彦君) 採決致します、議會省署可決確定に御異議のある方起立を願ひます

(起立者少數)

それでは賛成の方起立を願ひます

(起立者多數)

それでは議會省署可決確定致します、次は日程第六、第七、第八、第九、及第十の此五案を一括して議題に供したいと思ひますが、御異議ありませんか

(異議なしの聲起る)

御異議ないと思ひます

- 日程第六 天津幼稚園補助金増額ノ件
- 日程第七 天津共立學校補助金増額ノ件
- 日程第八 天津日本少年義勇團補助金ノ件

(36)

(37)

日程第九 天津私立高等女學校補助金ノ件

日程第十 天津日本青年會費補助ノ件

○議長 議員 民團は近き將來に於て高等女學校を設立する云ふ意思を有するを聞いて居ります、果して然らば幾何の經費を要するのでありますか、若し財政その他に就ての御調査あれば承りたい

○行政委員(黒澤兼次郎君) 此日程第六、第七、第八、第九、第十に就ては行政委員の方から一々御説明致しますから、其後で御意見を陳べて頂きたい、第一幼稚園補助金提案の要旨を説明致します、其後で御質問願ひます

○行政委員(日高松四郎君) 日程第六幼稚園補助増額に關して一通り申上げます、從來幼稚園に對しては民團から多年補助して居りますが、最近に於て年額一千兩を三千年に亘つて補助することに決定して居りまして、十一年度十二年度は其額に依るのであります、然るに近年諸物價騰貴の關係上、此補助を受けても尙ほ經常費が不足する爲め昨年から月謝を從前の倍額二兩にして、それで増收を圖りましたが、それでも尙幾分の不足を生ずる云ふことで、未だ補助の期間中にも拘らず増額の請求をするのは心苦しいのであります、増して頂ければ結構である云ふことで、此請願が出ました、十二年度の豫算を見ますと總收入が二千六百兩云ふことになつて居ります、其内譯は十年度は月謝が一兩百兩、十一年度は一兩九百兩、十二年も同様、それから十一年度に寄附されたものが五百兩、是も同額の寄附があるを看て五百兩を計上して、民團の方からの補助一千兩、それで二千六百兩云ふことになる、支出の方は三千五百兩になつて

居ります、其内譯千九百兩が保母三名に對する俸給、是は以前は二十兩若しくは三十兩位で資格の有る保母を雇ふことが出来たが、近來では僅な手當では雇ふことが出来ない、俸給も増さなければならぬことになつて、而かも三名の中に正式の資格はありませぬが、高等女學校を卒つて子供の好きな人があつて助手として雇つて居るやうであります、さう云ふ關係で千九百兩が給料として計上してある、千三百兩が遊戯用器具費、水汲、校舎修繕費等が月百兩の割になり、さう致しますと差引五百兩の不足になります、兒童は新に入るのは何名あるか判らぬが今迄は五十名から六十名位迄であります、幼稚園は此位にして置きまして、序に共立學校の事を申上げます、共立學校も多年補助して、十年度より五千五百兩補助して居ります、さうして生徒の現在の數は百八十名許りになつて居ります、本年は急に増へて四十名の新人入學者があります、此原因は同文中學と手續の聯絡が取れることになつて志願者が殖へたのであるだらう云ふことであります、從來は數名宛増加して居りましたが、昨年百四十名であつたものが本年は百八十名を超過することになつたのであります、此學校の基本財産は八百兩餘り出来て居りますが、皆特志家から寄附されたものであります、其寄附は基本財産として蓄へて置く云ふことで銀行に貯金して、其利子は經常費に使つて居ります、乃て十二年の大体の豫算は斯う云ふ事になつて居ります、收入の方が六千三百六十四兩、月謝は三兩、年四期に分つてあるが、是が四百兩、十一年度は三百兩であつたが、十二年度は四百兩徴収が出来たらう云ふことであります、民團の補助が五千五百兩、それから教育慈善會云ふものがあつて支那人の特志家十五名集つて、月額十七兩、之は石炭を供給する云ふことに依つて、それが年額二百四兩、基本金利子が二百六十兩支出の方は四千八百六十兩が日支人職員九名、

(57)

内一名日本人の給料、二百四十七名が便丁の給料、千二百二十名が被具其他雜費等百三十七名が被具宿舍雜料是で收入と支出と一致して居りますが、此外に五百名増額の要求がある、是は宿舍に雨漏なき澤山あり、中が窮乏で温氣も多し衛生上良くない、それで空地の方の屋根の修繕もしなければならぬ、又校舎の一部を修繕しなければならぬ所があります、さう致しますと是が六百名程かゝりますが、五百名増額補助を願へば、百名は他の方で餘裕が出やうから、不足を補ふ爲めに五百名の要求が出て居ります、十三年度からは職員に對して多少の優遇をした、久しく増給もしないから増給する其方の財源に充てたいと云ふことになつて居ります、而して此學校の唯今の組織は尋常六年と高等三年になつて居りますが、尋常の初年と二年は支那語を教へ、三年になつて日本語一週三時間、四年に四時間教へて居ります

今度は少年義勇團のこのを簡單に申上げます、此義勇團は出来る當時は特志家の補助に依つて財源を求めやうと云ふことで特志家を求めると同時に、團員も希望者を求めて學校の六年以上を募集した、寄附は千三百名程受けて、希望者は多い時は四百二十名迄になつたが、現在は除隊減つて居ります、而して此集まりました金で、上に着る襪衣やボンドなどを買つて居りますが、帽子其他不足品が種々あります、一人一切で二十三名掛りましたが、是は寄附に依つて支出されまして一年餘り訓練されたのであります、訓練に就ては上野隊長が訓練委員長となつて菊地中尉が毎週一回土曜日午後訓練して居ります、唯今の所では主として規律的に團体的行動を取れることに訓練して居ります、運動會の手傳ひとか、子供會には場内の整理をさせるとか、子供相當の社會奉仕をさせることになつて居りますが、唯今ではまだ外に餘り訓練するだけの事件もなく、訓練する人が色々の差支がありますから、外の方面では充分なことが出来る

(58)

居りませぬ、是は引續き寄附もあり財源を求める會員組織にする云ふことも幾度も研究されて居りますが、財源が不確定であり、何れにしても困難が伴ひまして、出来ることなら民團から五百名補助して貰つて、他の不足は寄附に依つて、此五百名で器足らぬだらうと云ふ譯で今晩の議題になつて居るやうな譯であります、此三案は唯今申すやうな次第でありますから何卒宜敷御審議を願ひます (拍手起る)

○桑原謙助君 唯今御伺は致しましたが、唯今の天津に於ける義勇團の訓練は私の見る所に依る、日々行はれて居るものと思ふ、學校で教育を受けるのが足りなくて、斯う云ふ義勇團を組織して居る、是は必ず必要なものであるか、それに就て御説明を願ひたい

○行政委員(日高松四郎君) 御質問に對して一通り申上げます、少年義勇團の訓練云ふは小學校の教育と殆ど區別する事が出来ぬやうな点もありませうが、少からざる差もあると思ふ、元來教育云ふ事は小學校にのみ委して置けば完全に出来ない云ふことは無論であります、あらゆる方法を以て体育の訓練を行ななければならぬことで、此義勇團の訓練は小學校の教育が不備であるから之を補ふ云ふのではないが、種々の方法を以てやる云ふのであります

○桑原謙助君 唯今の御話に依るに体育上小學校に於ては物足らぬから尙は義勇團を組織して訓練する云ふことであるが、だぶつて居やしないかと思ふ

○行政委員會議長(日井忠三君) 義勇團と申すは讀んで字の如く、義勇的精神を養成するので是は學校でもやつて居りますが、學校の教育以外に此精神の下に作られて居ります

○桑原謙助君 器要領を得ましたが、肉體の訓練するに於て義勇の團體を造つて訓練する、學校の外にさう云ふものを造ることは如何かと思ふ、私は此義勇團なるものは省いて貰ひたい

(59)

ご希望して居ります、今青年にさう云ふ必要は無いと思ふ (拍手起る)

○江藤榮吉君 私は第七の共立學校に關して賛否を決する参考材料に聽きたい、共立學校は或は必要かも知れぬが租界内に居住して居る子弟の初等教育に關して根本教育に關して如何なる方針を抱いて居るか云ふことを伺ひたいのであります、之を聽かないと難しい理屈が多くなると思ふ、共立學校の組織は複雑であるに關して居るが、共立學校が承諾すれば租界内の中國人の子弟も日本人の子弟同様教養する御考があるか、それを伺ひたいのであります

○行政委員會議長(日井忠三君) 御尤な御質問であります、共立學校の補助程度は年々民會に於ては勿論行政委員會に於ても議論が出るのであります、支那人の初等教育機關を何の程度迄完成するか云ふことは全く問題であります實際問題としては、二萬の支那人があつて、其子弟を教育する學校が民國で造られても到底之に生徒の收容は出来まい、學校を造つても入つて来ない云ふことが一の議論であります、又支那人からも課税して居るのであるから、是非租界内に此教育機關も造りたいと云ふ希望もあります、然し何分日本租界と支那の街とは非常な距離のある離れたものでもないから日本租界の小さな範圍内に支那人を教育する機關の必要が無いと云ふ一般の議論もある、是等の議論の結論は行政委員會に於ても出来て居らぬが、此共立學校を出来るだけ補助を與へ、此學校に多く入つて来るやうにしたい、さうして生徒が多くなれば更にモツ補助をしやうと云ふ方針の下に今日迄進んで居ります

○江藤榮吉君 或人の説である云ふから行政委員の説が如何か判りませぬが支那人の學生が二百名ある云ふことは強き證據であります、又日本租界に學校を置いて支那人が生徒を送らないだらうと云ふことではあります、租界の方針はまだ決まらないで、唯少しでも良くなれば可い云ふことで之を行つて居られる云ふことは少し物足らぬやうに思ふのであります重ねて伺ひたい事は之に關する主義方針を可成早く御決定になるか否かと云ふ事を伺ひたい

○行政委員(藤田語郎君) 唯今の支那人の子弟の教育に就ての江藤議員の説は御尤であります此租界に住んで居る支那人の有力なる人から投資がありました、それに依る、課金を負担して居る以上は支那人も同様に小學校の設備をして貰ひたいと云ふ意見であつたのであります

○富永資堅君 唯今支那人から日本人と同様な教育をして呉れと云ふ御話があつた云ふことであるが、それは其だ支那人が間違つて居ると思ふ、さう云ふ希望者があれば小學校に入れたらば何うか、課金を納めて居るならば同じ學校に入れて可い、別の學校を建てることは到底出来ない、補助することは善いことであるが、今年より來年と補助を多くしても効果は上るやうに見えない、それで、もう少し學校を改良して幾分が日本の民團から補助したならばそれだけ効果の現はれることになつて貰ひたい、是が私の希望であります

○行政委員(藤田語郎君) 唯今の御意見では共立學校に入れた方が可い云ふ御説であるが共立學校云ふものは如何なるものであるか云ふことを御承知ないやうであります、補助額を昨年より今年多くするそれだけ効果を現はすと云ふことは、是は恐らく吾々も解らぬことであつて、是は富永君に於ても解るものでない、吾々も解らぬやうに思ふのであります、何うでございませう

(41)

(41)

○富永 實業 學校は日本租界に通しない云ふことを申すのであります、日本の先生をもつて多く置いて名義を何にか變へたならば何うです

○行政委員(藤田語郎君) 承知致しました

○江藤 榮吉君 唯今の富永さんに御答致します、藤田委員から興味ある説明があつたのであります、本来の補助額は決定しないのであります

○行政委員會議長(白井忠三君) 正直に申します、此案を出したのは行政委員會でなく共立學校の主管者たる矢澤校長の案で足らぬ分の補助の出願に對して行政委員が採擇した云ふ恰好になつて居るので、行政委員會が進んで案を立てる方が宜い云ふことになるか知らぬが結局當局者の方針から申せば此立案は極めて消極なるものさへて居ります

○江藤 榮吉君 唯今の御答辯で能く解りました、一言附け加へて置きたいことは其時機は容易に來ない、必要のある時機に於て積極的の方針を樹て、うん共立學校を良くして貰ひたいと思ひます (拍手起る)

○行政委員(藤田語郎君) 江藤議員に御答致しますが共立學校は現在の所は取拂はなければならぬ運命に差迫つて居ります、何處かに移さなければならぬ云ふことになりまして、其時此問題を根本的に協議して見たいと思つて居ります

(行政委員藤田語郎君登壇)

○行政委員(藤田語郎君) 天津に於ける高等女學校の問題であります、高等女學校云ふ問題は一昨年の民會に於て教育調査會に御委任致しました、昨年度に於て現在天津には私立であるが、現在存立して居る女學校があるから此経過を見て新に方針を樹てると云ふ御報告をしたの

(44)

(43)

○榎垣 恭興君 唯今の御説明に依れば、此高等女學校なるものは内地の高等女學校令に依つて御立になりますか、又唯の女學校なるものでありますか

○行政委員(藤田語郎君) 一々御許がなくして問答して宜しいか

○議長(中島盛彦君) よろしい

○行政委員(藤田語郎君) 二三年後は立派なものにする積りでありますが、今直ぐ文部省令に依る委任教員を多數雇はなければならぬことになりまして

○榎垣 恭興君 天津に土著の人なれば宜いが、轉任或は轉居する人もあり、或は北京其他の土地からも移住する人も澤山ありますが、唯今の説明に依る一方から申すに宜しいが、女學校の生徒が若し轉宅の場合に於て女學校令に依らない爲に、内地或は關東州に參る時に他の學校に入れることが出来ない云ふことになりませぬか、も一つは學生の中には將來高等の學業を受けるものも多々あると思ふが、さう云ふ時に法令によらぬ爲めに入れない學校は何うしますか

○行政委員(藤田語郎君) 民團の學校でも高等女學校令に依らなければならぬが、それは僅な間であつて仕方無いと思ひます、芝罘の學校でも矢張りさうであります、天津に於ては少し進歩した理想に近い完全なものにする積りであります、一足飛に行ふことは何うかと思へますので、徐々やう積りでありますが、多數の協賛があれば別であります

○榎垣 恭興君 民團の豫算は何の位になりますか

○行政委員(藤田語郎君) 一万二千圓から一万六千圓位で出来ると思ひます、十四年になるさうしても建てなければならぬ

○榎垣 恭興君 も少し伺ひますが、唯今の高等女學校は現在迄何の位の基本金を有つて居るか又教員の配置云ふやうなことは

○行政委員(藤田語郎君) さう云ふことは女學校の高木さんが居られますから其御方に御説明願ひます

○議長(中島盛彦君) それは本人が隨意に説明をするに依つて貰ひます、他人が説明する場合に議長長の許可を求めなければならぬ

○榎垣 恭興君 本年ではありませぬ十一年度の教員の配置は何うなつて居りますか

○行政委員(藤田語郎君) さう云ふことは手前一向存じませぬ

○榎垣 恭興君 一寸疑問が起るのであります

○行政委員(藤田語郎君) 十二年度に要する費用は何うか云ふことは判つて居りますが、昨年一昨年其他の事を御尋になつても吾々には解りませぬ、本年の豫算は能く御聴き下さい、修身の教師三百圓、國語教師百五十圓、數學理科百三十圓、音樂体操百圓、裁縫手藝九十圓、圖書習字四十圓、教員費百圓、事務員三十圓、合計一ヶ月九百八十圓であります

○榎垣 恭興君 全体何人ありますか

○行政委員(藤田語郎君) 専任ばかりですか

○榎垣 恭興君 兼任もありですか、若し小學校教員が居るに義務教育に影響するか心配致します

○行政委員(藤田語郎君) それは去年から聞いて居ります、茲に私は説明出来ませぬ、豫算は豫算が千兩、校舎賃料小使給料其他諸費三千二百九十二圓、合計一ヶ月一萬六千五百二十二圓、是が小學校の校舎が使へるやうになるさ二千六百二十圓減少することになります、今年度は専任教

(46)

(45)

員一人を入れたい云ふことになつて居ります

○榎垣 恭興君 女學校には基本金も寄附金も無いのでありますか

○行政委員(藤田語郎君) 天津の私立高等女學校には基本金があるか云ふことは存じませぬ、多分無いだらうと思ひます

○議長(中島盛彦君) 一寸御語り致しますが、大分細かい質問があるやうでありますから、協議會に入りたうと思ひますが

○榎垣 恭興君 私には少し御尋致しますが、小學校の校舎を使ふ云ふことに就て小學校長に御交渉があつたのですか

○行政委員(藤田語郎君) それは小學校の教育に何等の影響も無い云ふ小學校の校長の意見に依つて此案を立てて居ります

○榎垣 恭興君 小學校の教育に障害の來たさうに願ひたい

○行政委員(藤田語郎君) 誠心誠意を以て小學校々長は影響が無い云ふことを言はれて居られます、御任せして置いては如何ですか

○榎垣 恭興君 其影響が無い云ふことを責任を以て御答を願ひたい

○行政委員(藤田語郎君) それは私に關係がありません

○星野 四郎君 學校が好んで御貸申す云ふことではない、同じ教育の事に携つて居りながら兎に角校舎として適當な借入れる家が無い云ふことは事實であらうと思ふ、それなれば今の學校の生徒が小學校から出たものが多数を占めて居ります、さう云ふ点から情誼上哀れある境遇に置いてやりたい云ふことは吾々も望んで居る所であり、今の處校舎の一部分空いた

所がありますので、三教室云ふことになつて居りますが、三教室を空けることは出来ませぬが二教室を空けて、其他の教室は小學校で使はない時に使ふ、理科の教室の如き初めから終迄使ふ云ふことは無い、音楽の教室でも同じで小學校で使はない時に女學校が使ふ云ふことに今の學級数が變らぬものとすれば差支なく、御用立が出来るので行政委員會の方に差支ないを御答して置いたのであります

○森川 照太君 私は私立女學校の創立者と學校との關係、經營者と創立當時に三人か四人か名前を出した人の寄附の有無、補助諸願の内容即ち理由と金額と與へんとする金額に差のあつた時にそれを受取るか否か、それから小學校の校舎を貸す云ふ行政委員が、小學校が狭い云ふので御建になつたのが一昨年であつたと思ふが、其校舎の二教室でも他に貸し得る余路がある云ふことは不思議に考へられますので、それ等を御尋致したいと思ふ

○行政委員(藤田語郎君) 森川議員の御質問は……

○森川 照太君 創立者と學校との現在の關係、經營者と云ふものがあるが、それは何う云ふ人々であるか、それが創立者との關係、それから創立當時の理事者か校長は誰か、次に諸願書の内容及金額、も一つ減額したならば其補助金を受取るものであるか否か、それから小學校の増築間も無いのに空いて居るのは何うか、それを將來小學校の生徒が殖むて行くのに女學校に貸して置くか何うなるか、小學校の生徒の増加率と女學校の生徒の増加率と何れが多いか云ふことを聞きたい

○行政委員(藤田語郎君) 最初創立した人は現在の校長であると思ひます——登壇致します

(44)

(47)

○行政委員(藤田語郎君) 第一の創立者と學校との關係は、創立當時に相變らずに其人であると思ひます、第二の經營者の何人なるかは是は吉田君であります、經營者の本体は同じであります、創立當時の理事者の名前は存じませぬ、諸願書の金額内容は之を讀上げますから御聴取を願ひます

(藤田語郎君諸願書朗讀)

第九番目の減額の時受るか否か云ふことではあります、先方の氣分に因るので何うか判りませぬが、願書には金額幾らと書いて無いから御受取りになるかと思ひます、それから小學校の校舎であります、それは彼の當時に建方を變へたばかりで、校舎の数が多くなつた云ふ譯ではない、決して杜撰な案であつて、民會の議員を騙したものでない、同時に小學校の児童が半々増加すれば小學校の教室に狹隘を告げるか何うか云ふことではあります、森川君も小學校に御出になつて御覽のことと存じますが、生徒百名迄は一學級でありますから、入學者が百名を超えない限りは教室の狹隘を告げることはありませぬ、小學校を女學校に貸すことは先づ二三年間で、明後年になるに新築に建てなければならぬと思つて居ります、此邊で何うか御了解を願ひます

○森川 照太君 能く解りましたが創立者と學校の關係は、具体的に申せば學校と創立者との負擔關係であるか幾何の費用を要して誰が何う負擔して居るかを御尋ねしたい

○行政委員(藤田語郎君) 今年は一萬六千兩であります、小學校を借りるに二千六百圓程減額致します

○永安 平吉君 女學校は何日出來たのですか

○行政委員會議長(白井忠三君) 一昨年十一月と思ひます、總領事の轉任せられる前でありました

○永安 平吉君 創立者は自分で經營の出來る云ふ下に經營になつたものと思ひますが、僅か二年しか経過しないものに民會が補助する云ふことに就て昨年の經費も御存知が無い云ふさう云ふものに補助することは不安に堪へないのであります

○行政委員(藤田語郎君) 御同感であります、女學校なるものを個人の經營に任すことは不安心でありますから、民會で立てなければならぬ云ふことになつて、それが否決せられて此補助案が決めたのであります

○永安 平吉君 此補助額は何う云ふ處から決めたのであります

○行政委員會議長(白井忠三君) 樂屋が不整頓で申譯ありませぬが、此補助案は行政委員會でも種々に議論が分れて居りましたが、數の上から多數決で、決めては居りませぬ諸合の結果決つた場合には一同が賛成する云ふことになつて居りますから、藤田君は不賛成者の一人でありましたが現在決定した行政委員會の意見を申します、來年民會が女學校を造るか否かは研究の結果に待つことになつて居る、然らば何うして本年度三千兩の補助をするに決めたか云ふこと、今の立てられた豫算一萬六千圓、其内の主たる經費としては學校の家賃、それから新たに招聘する二名の教員の俸給に大部分の金が必要なのであります、此小學校の校舎を貸してやることになると家賃が助かる、此点に就て小學校の校舎の一ヶ年空く云ふことは、居留民は減つては居りませぬが、漸次就學児童が殖むて行く云ふ考で計畫した所が、それ程に殖むなかつた其處で學級編成上三教室計り餘つて來るので、諸君を騙して増築をした譯ではない、現在貸す事が出来るから貸さう云ふのであります、それから専任教師を二人招聘する云ふこと